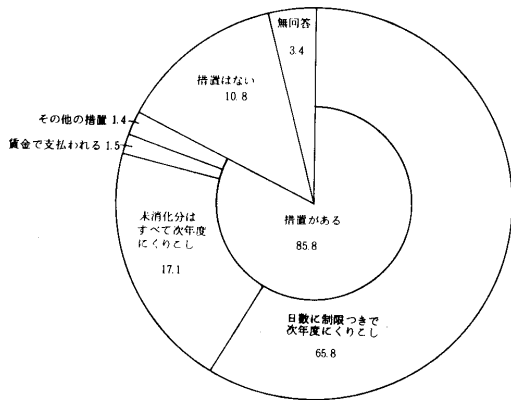


12.7日で最も長いですが、その後勤続年数がのびるに従い取得日数は減少している。

職位別には、職位が高くなるほどとれていない。平均日数は、「総婦長」7.0日、「副総婦長」8.2日、「婦長」10.2日、「主任など」11.0日、「一般看護職」10.9日である。

図23 有給休暇未消化の時の措置（単位％）



3) 未消化分に対する措置

最も多いのは「日数に制限つきで次年度にくりこし」であり「未消化分はすべてくりこし」とあわせ、「日数」による措置は82.9%である。反面、「措置はない」も1割ある（図23）。

措置の種類による平均取得日数は、「賃金で払われる」場合が最も短く（表9）、所定日数の約23%しか消化されていない。

表9 有休未消化分に対する措置別平均取得日数

措 置	平均取得日数
日数に制限つきで次年度にくりこし	11.6日
未消化分はすべて次年度にくりこし	9.8
賃金で支払われる	4.5
その他の措置	9.3
措置はない	8.4

III 給 与

1 税込み給与総額・基本給額

平均税込み給与額は50年調査の14万円から17万9,800円へと1.28倍になり、基本給額は、11万6,300円から15万1,400円へと1.30倍になっている。

表10 職位別の平均給与額

職 位	基本給額	税込み給与総額
総婦長	220,800円	268,000円
副総婦長		
婦長	208,000	252,800
主任	181,000	215,200
一般看護職	137,200	167,200

一方消費者物価指数は、昭和50年を100とした場合、昭和54年9月現在で128.5になっているため、会員の給与額が実質的に増加したとは言いきれない。

職位による差が大きく、「一般看護職」と「総婦長、副総婦長」との間には11万円以上の違いがみ

表11 職種別一般看護職の平均給与額

職 種	基本給額	税込み給与総額
助産婦	151,600円	188,400円
看護婦(士)	139,000	170,800
准看護婦(士)	129,800	154,600
(再掲) 進学コース 准看護婦(士)	117,000	146,400

られる(表10)。また一般看護職の平均基本給額を職種によってみると、助産婦と准看護婦(士)間に差が大きいですが、これは年齢・修学年数のちがいによるものと思われる(表11)。

経験年数と勤続年数による基本給額を比較すると、経験年数が等しい場合は同じ施設に長く勤める方が給与は高い傾向がみられる(図24)。

設置主体別にみると、基本給額は「国立(厚生省)」が高く、「社会保険関係団体」「学校法人」「その他の私的病院」で低い。税込み総額では、「国立(文部省)」が最も高く、「その他の私的病院」が低い(図25)。これは設置主体によって、看護職の年齢、職種、経験・勤続年数に違いがあるためと考えられる(P.5~8参照)。

図24

勤続年数・経験年数別の平均基本給額

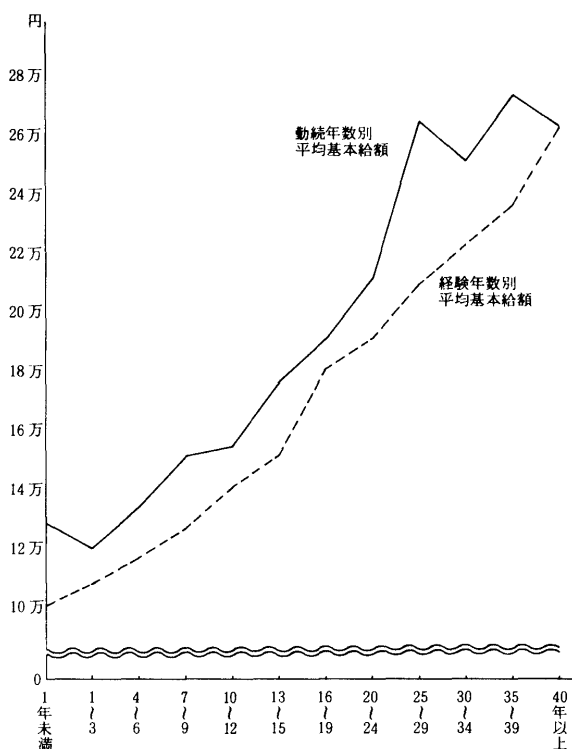
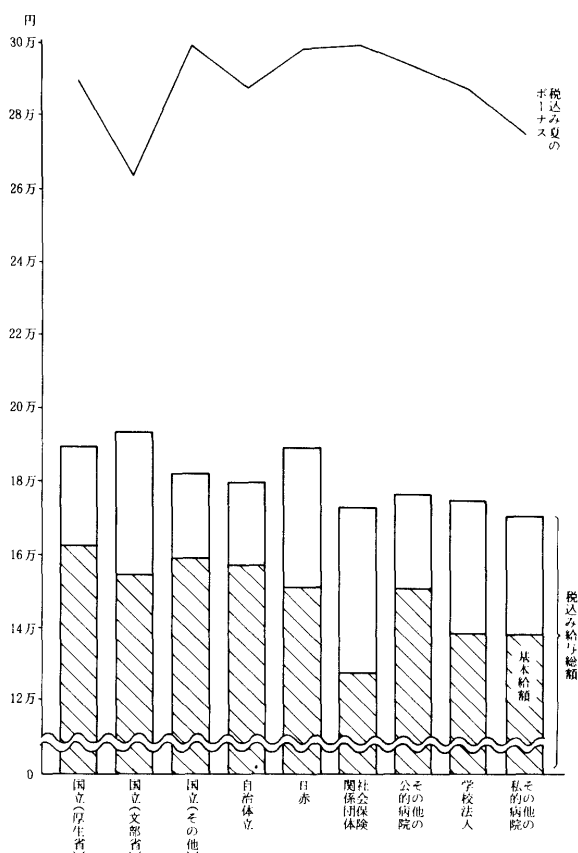


図25 設置主体別平均税込み給与総額・基本給額・税込み夏のボーナス



2. 時間外手当

10月中の時間外手当は「なし」が18.9%で、この割合は職位が高くなるほどふえる。平均額は「なし」も含めると1万4000円、含めない場合は1万4000円である。4万円以上という人も4.8%いる。

3. 税込み夏のボーナス

「20万~24万9,999円」が21.3%と最も多く、次いで「25万~29万9,999円」が16.7%を占めている。平均額は、28万7,000円である。

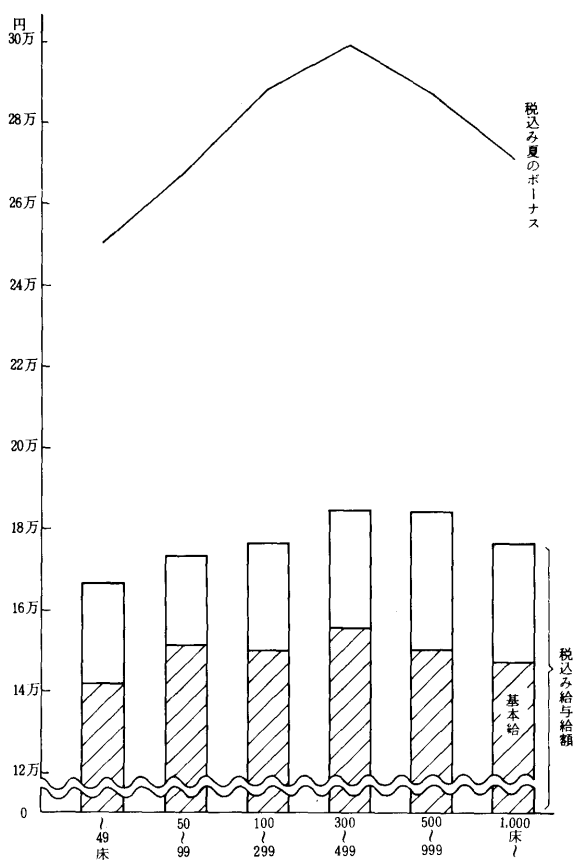
職位でみると「総婦長」「副総婦長」は5割以上が45万円以上である。「婦長」や「主任」は「30万~34万9,999円」がピークである。「一般看護職」

は「20万～24万9,999円」が最も多い。

設置主体別に平均額をみると、「社会保険 関係 団体」では基本給は他の設置主体より低いにかかわらず、ボーナスについては最も高い。また「学校法人」は勤続年数が短く若手層が多いため、給与そのものは低かったが、ボーナスは平均を維持している。一方「国立（文部省）」は年齢、勤続年数も高く、税込み給与総額は最高だったが、夏のボーナスについては低い額にとどまっている（図25）。

許可病床数別に平均額をみると基本給、税込み給与総額と同様に「300～499床」が最も高く、最低の「49床以下」とは5万円近い差がある（図26）。

図26 許可病床数別平均税込み給与総額・基本給額・税込み夏のボーナス



IV 夜勤

1 夜勤体制

昭和54年10月中、何らかの夜勤をした会員は81.6%にのぼっている。夜勤体制別には三交替制につく人が最も多く、次いで当直制が多い（図27）。

設置主体別にみると「国立（その他）」では「変則三交替制」が23.8%、「三交替制」が22.6%で、他の設置主体では「三交替制」が中心であることに比べると特徴がある。

「国立（文部省）」は6割が三交替制で、当直制は6.2%にすぎない。

許可病床数別には病床数の増加にしたがって三交替制がふえ、当直制は減る傾向がある。しかし「49床以下」の小規模病院は、例外的に当直制の割合は1割にとどまっている。その他の夜勤体制については、病床数による変化はみられない。

基準看護別にみると「普通看護」病院では「当直制」(35.9%)と「二交替制(変則も含む)」(10.6%)が中心で、「三交替制」は24.6%にすぎない。一方、基準看護をとっている病院は「三交替制」が約50%を占めている。

所属場所別に、まず病棟以外に所属している会